

第47号議案

東三河広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき東三河広域連合規約を次のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

豊川市長 竹本幸夫

東三河広域連合規約の一部を変更する規約

東三河広域連合規約（平成27年1月30日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

改正後	改正前
(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1)～(11) (略) (12) 前号に規定する計画に基づき実施する事業で、次に掲げるもの ア <u>東三河住民の交流拡大に関すること</u> イ <u>東三河の魅力発信に関すること</u> ウ <u>東三河での就業の理解促進に関すること</u> エ <u>若者に対するチャレンジの機会提供に関すること</u> (13)・(14) (略)	(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1)～(11) (略) (12) 前号に規定する計画に基づき実施する事業で、次に掲げるもの ア <u>東三河特産品の販路拡大に関すること</u> イ <u>若い世代の転出の抑制に関すること</u> ウ <u>若者等の人材還流に関すること</u> エ <u>地域産業を担う人材の育成支援に関すること</u> (13)・(14) (略)

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、東三河広域連合において処理する地方創生事業の実施に関する事務を見直す必要があるからである。